

新規就農者定着支援施設整備事業の運用について

3 産労農振第 2613 号
令和 4 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労農振第 2348 号。以下「実施要綱」という。）に基づく新規就農者定着支援施設整備事業は、実施要綱に定めるもののほか、この運用に定めるところにより実施するものとする。

第 2 補助金額の上限

本事業の 1 事業実施主体あたりの総事業費の限度額は、本事業の実施期間を通じ 50,000 千円とする。

第 3 補助対象施設等

1 その他就農に必要な施設

実施要綱第 5 の 1 の（5）のその他就農に必要な施設は、実施要綱第 5 の 1 の（1）～（4）、（6）の整備に付随して行われるものとする。例としては、次のものが挙げられる。

- （1）堆肥置場
- （2）据置型農機
- （3）農機具格納庫
- （4）出荷調製施設

2 簡易な基盤整備

実施要綱第 5 の 1 の（7）の簡易な基盤整備は、実施要綱第 5 の 1 の（1）～（6）の整備に付随して行われるものとする。例としては、次のものが挙げられる。

- （1）パイプハウス等生産施設の支柱根固め部及び乗入部のコンクリート打設
- （2）農業用井戸

この事業では、整備できる井戸はすべて農業用井戸とし、施設と一体的でなければ設置できないものとする。

3 表示板の設置

補助事業により整備した施設等のうち、財産管理台帳に記載すべき施設等については事業の内容等を記載した表示板を設置又は貼付するものとし、その経費も補助対象とする。

4 事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を、本事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。

第 4 事業を実施する用地について

1 事業実施主体が貸借している事業用地において別表に定める施設を設置しようとする場合は、原則として耐用年数の期間以上の貸借契約を締結した事業用地に設置しなくてはならない。ただし、事業を実施する前に、施設の移転が可能なほかの事業用地の確保を区市町村により確認できた場合は、例外として事業用地の貸借契約年数が耐用年数期間に満たない場合でも施設を設置することができる。

2 1 の場合において、事業実施主体は、あらかじめ土地所有者に事業及び自らの実施内容について説明し、了承を得た上で、別記様式第 1 号 新規就農者定着支援施設整備事業を実施する土地に係る届出書を実施計画書に添付すること。

3 区市町村は 1 について確認し、確認した旨を別記様式第 1 号立会者欄に記載すること。

第5 一般的基準

実施計画等の作成に必要な農地等の数値については、農林業センサス、農林水産省統計情報部統計資料によるほか、区市町村独自の調査資料に基づく数字がある場合には、これによることとして差し支えない。

第6 増築等に伴う手続

- 1 区市町村長は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の耐用年数期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第2号により、知事に届け出るものとする。
- 2 区市町村長は、1により届け出た増築等を実施した場合は、速やかに別記様式第2号により、知事に報告するものとする。

第7 その他

事業実施主体は、事業実施及び実績報告に係る関係書類を事業完了後から事業導入した施設の耐用年数の期間のあいだ保管しておかなければならない。

附 則

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

別表

番号	事業の内容	具体的な施設例
1	パイプハウス等生産施設	パイプハウス、鉄骨ハウス、果樹棚、対候性ハウス、育苗ハウス等
2	流通・販売施設	保冷库及び冷凍・冷蔵庫、農畜産物自動販売機等
3	畜舎及び畜産関連施設	畜舎、搾乳関連設備、給餌・給水設備等
4	栽培関連施設	養液栽培システム、根域制限栽培システム、暖房機、ヒートポンプ、CO2発生装置、防鳥ネットハウス、等
5	その他就農に必要な施設	堆肥置場、農機具格納庫、出荷調製施設等

年 月 日

（区市町村長）殿

（事業実施主体名） 印

年度新規就農者定着支援施設整備事業を実施する土地に係る届出書

新規就農者定着支援施設整備事業（以下、本事業）について、事業に係る土地の所有者（貸出人）と事業実施主体（借受人）は、下記の事項を合意いたしましたので届け出ます。
記

- 1 貸付人は借受人から、本事業により設置する施設、設備等について、名称、構造、数量、用途、耐用年数についての説明を受け、自らが貸借により貸し付ける土地に設置することを了承した。
- 2 借受人は、耐用年数の残存する期間中に本事業で導入した施設、設備等の移転等が必要となった場合には、自らの責により移転を実施することを了承した。

（貸出人）
住所
氏名 印

（借受人）
住所
氏名 印

（立会者）
年度新規就農者定着支援施設整備事業の事業実施主体
が上記1及び2について合意していることを確認した。 と土地所有者

（確認者（区市町村担当者）：所属・氏名 印 ）

東京都知事 殿

区市町村長 印

年度新規就農者定着支援施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）の届出（報告）について

年度において新規就農者定着支援施設整備事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）について、下記のとおり届け出（報告し）ます。

記

- 1 増築等の理由

- 2 増築等に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
 - (6) 取得年月日

- 3 増築等の概要
 - (1) 増築等
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定年月日（竣工年月日）
 - (4) 増築等の効果

[添付資料]

- (1) 図面
- (2) 写真
- (3) 財産管理台帳
- (4) 領収書等
- (5) その他知事が必要と認める書類